

# 大津市老人クラブ補助金 利用の手引き

大津市健康福祉部長寿福祉課  
令和8年2月一部改訂





# もくじ



	ページ
1. 補助金の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 補助金の対象となるクラブ・・・・・・・・	2
3. 補助金の算定方法・・・・・・・・	2
4. 補助金対象の活動について・・・・・・・・	2
5. 補助金の経費について・・・・・・・・	4
6. 注意が必要な経費科目 (Q&A)・・・・・・・・	6
食糧費について・・・・・・・・	6
旅費・交通費について・・・・・・・・	7
その他の Q&A・・・・・・・・	8
7. 補助金の手続きについて・・・・・・・・	10
手続き上の注意・・・・・・・・	10
手続きの流れ・・・・・・・・	10
提出物について・・・・・・・・	11
8. 会計処理について・・・・・・・・	12
資料1 大津市単位老人クラブ活動補助金交付要綱・・・・・・・・	16
資料2 申請書等の記入例・・・・・・・・	20

## 1. 補助金の目的

大津市では、高齢者の生きがい健康づくりの場として一定の条件を満たした老人クラブに対し、補助金を交付しています。この補助金は、老人クラブの活性化を通じ、高齢者の心身の健康増進、教養の向上を図ることを目的としています。

## 2. 補助金の対象となるクラブ

大津市では、市内在住の60歳以上の会員数が30人以上（適合クラブ）の老人クラブ、15人以上29人まで（小規模クラブ）の老人クラブを補助金の対象としています。

老人クラブの要件についてはp.16「大津市単位老人クラブ活動補助金交付要綱」を確認してください。老人クラブは自主的団体であり、継続した運営のためには会員の拠出する会費によって行うのが原則です。会費は必ず徴収してください。

## 3. 補助金の算定方法

補助金の額は、(1)基礎額と、(2)会員数割の額の合算で計算します。

- (1) 基礎額 下記の額に活動月数をかけた金額
  - ア 適合クラブ 3,015円（12か月の場合：36,180円）
  - イ 小規模クラブ 1,200円（12か月の場合：14,400円）
- (2) 会員数割 4月1日における会員数に下記の額をかけた金額
  - ア 大津市老人クラブ連合会加入クラブ 311円
  - イ 大津市老人クラブ連合会未加入クラブ 100円

## 4. 補助金対象の活動について

大津市では、老人クラブの事業活動に対してのみ、補助金を交付しています。老人クラブの運営に関する活動や、実施主体が老人クラブではない事業は、補助対象となりません。また、会員同士の単なる親睦やお酒が伴う活動、交際、宗教・慶弔に関する活動も補助金の対象となりません。

活動自体を禁止しているわけではありませんので、会費や参加費など、補助金以外の財源（＝自主財源）から支出して活動を行ってください。

次ページの活動の例の表を参考にしてください。

## 補助金の対象となる活動とならない活動の例

活動区分	活動内容	補助金の使用	関連Q&A
<b>ボランティアや友愛活動など地域福祉に関する活動</b>			
社会奉仕活動	清掃美化奉仕活動（公園・道路・神社などの清掃）	○	
	交通安全・防犯パトロール	○	p.8
	福祉施設やひとり暮らし高齢者宅への訪問	○	
	生活援助（買い物・家事手伝いなど）	○	
	募金活動への協力（募金そのものは不可）	○	p.8
	資源回収	○	
	町内会・子ども会との交流	○	p.8
	物故祭等地域の行事	×	p.9
<b>文化活動、講演会や研修など生きがいづくりや教養を高める活動</b>			
生きがいを高める活動	趣味活動（俳句・手芸・カラオケ・囲碁・将棋など）	○	
	各種講演会・教養講座	○	
	美術館・史跡・工場などの見学・研修旅行	○	p.7
	閉じこもり予防等のふれあいサロンの開催	○	p.6
	長寿を祝う誕生会・敬老会（ふれあいサロンの一環として開催）	○	p.6
	一年に感謝する新年会・忘年会（ふれあいサロンの一環として開催）	○	p.6
	自然を楽しむ花見・月見（ふれあいサロンの一環として開催）	○	p.6
	親睦のための宴会・懇親会	×	
	温泉・親睦旅行	×	
<b>スポーツなどの健康維持や介護予防に関する活動</b>			
健康を進める活動	各種スポーツ活動（ゲートボール・グラウンドゴルフなど）	○	
	各種スポーツ大会への参加（グラウンドゴルフ大会など）	○	
	ラジオ体操、ウォーキング、健康体操など	○	
	体力測定	○	
<b>役員会議や広報誌作成など老人クラブの運営に関わる活動</b>			
その他の活動	役員会、総会	×	
	広報誌・会議資料作成	×	
	補助金交付申請等	×	
	冠婚葬祭に関わる活動	×	
	他の補助金や委託金による事業	×	

## 5. 補助金の対象経費について

補助金は公金からの支出であることから、性質上、使い道や金額に制限があります。補助金の対象活動であっても、活動にかかったすべての経費が補助金の対象経費とはなりませんので、ご注意ください。

大津市では補助金における基本的な考え方として、下記の経費については、補助対象としていません。

- 交際費、慶弔費、懇親会費、負担金、積立金等事業の実施と関係が少なくと判断されるもの。
- 市の規定から著しく逸脱した報酬、賃金、旅費
- 慰労的な要素の強い旅費及び直接事業の実施にかかわらない視察旅費
- 社会通念上適切な範囲を超えるもの

等

上記を踏まえ、懇親会費や酒類などの飲食費、金券など、公金から支出することがふさわしくないものについては、補助金の対象としていません。

詳しくは次ページの補助対象経費一覧及びQ&Aをご参照ください。

また、補助金は当該年度（4月～翌年3月）の活動に対して交付しているものであり、単年度決算のため、次年度に繰り越すことはできません。



## 補助対象経費

経費科目	支出例	備考	参考ページ
食糧費	・各種活動におけるお茶・お菓子代 ・閉じこもり予防のふれあいサロン等での弁当	・弁当代は700円（税込）まで （ふれあいサロン時のみ） ・酒類は対象外	p.6
材料費	・料理をするための材料 ・各種活動に必要な材料	・料理教室の食材や手芸等のための生地・糸代など	
交通費	・各種活動における電車・バスの運賃 ・各種活動におけるバス借上料	・公共交通機関利用で領収書がない場合は、会長印のある支払証明書でも可 ・タクシーは領収書のみ可 ・自家用車を乗り合わせた場合の費用（ガソリン代等）は不可	p.7～p.8
報償費	・各種活動での参加賞	・金券・図書カード等は不可	p.8
	・各種活動における講師への謝礼 ・講演会や学習会における講師謝礼	・現金で渡す場合は領収書が必要	p.12 ～ p.13
消耗品費	・各種活動に必要な事務用品		
印刷製本費	・各種活動におけるチラシ等の印刷、コピー費		
備品購入費	・各種活動における備品の購入	・小規模クラブは不可	
役務費	・各種活動における切手代など		
旅費	・研修旅行等におけるバス借上料、有料道路代、駐車場代	・飲食代、入場料、お土産代、お礼代等は対象外	p.7
会場使用料	・各種活動を行う際の会場使用料		
賃借料	・カラオケ機器などのリース代		
保険料	・団体単位で加入し、活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わないもの ・団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象としたもの	・全国老人クラブ連合会の賠償責任保険や社協のボランティア保険が対象	p.9
参加費	各種大会参加費	・老人クラブの代表として参加する場合は可（個人参加は不可）	

## 補助対象外経費

経費科目	支出例	備考	参考ページ
交際費	食事会、親睦旅行	・会員の親睦のみを目的とした行事に関する経費は対象外	p.6
慶弔費	お祝い、お見舞い、香典等		p.9
寄付金	町内会への寄付金、協賛金、募金		p.8
保険料	本人のケガ等を補償する傷害保険		

## 6. 注意が必要な経費科目（Q & A）

### ★食糧費について★

本人負担とすることが適当であるものや、個人の利益となるような物品等に係る経費は対象になりません。したがって、個人に出される仕出し、弁当等は原則対象となりませんが、次の例のような経費は可とします。

- ・閉じこもり予防のためのふれあいサロンを開催した折の、事業としての弁当代（700円（税込）まで）  
（※弁当代は、ふれあいサロン限定）



- ・料理教室等で調理のための食材を購入する際は、材料費となり補助対象経費となります。
- ・各種活動時における、お茶・ジュース・お菓子類は補助対象です。ただし、研修旅行時の飲食費は対象外ですのでご注意ください。

### ☆食糧費に関するQ & A☆

Q1 公園掃除の後に食べた弁当代は補助の対象となりますか。

A1 →なりません。

ただし、茶菓子代は出せます。また、ふれあいサロンを実施し、事業として弁当を出す場合は認められます。

Q2 敬老会や誕生会の弁当は対象になりますか。

A2 →単なる会員相互の親睦会であれば、対象になりません。ただし、ふれあいサロンとして事業実施する中であれば、対象として認められます。

Q3 ふれあいサロンの活動内容はどこまで補助対象と認められますか。

A3 →飲食を伴う誕生会・敬老会・花見・新年会等であっても、閉じこもり予防等を目的としたふれあいサロンの一環として行う場合は、補助の対象として認めます。ただし、弁当代の700円（税込）を超える分及び酒類は補助の対象にはなりません。

Q4 役員会や総会におけるお茶代・お菓子代は補助の対象となりますか。

A4 →なりません。

役員会や総会などクラブ運営に必要な活動については、補助金の対象となりません。自主財源から支出してください。

★旅費・交通費について★

日帰り・一泊を問わず、旅行が補助対象となるか否かは研修を目的とした旅行であるかによります。

(研修旅行の一例)

→研修目的のため、神社仏閣・美術館・工場見学などが旅行経路の一部に組み込まれているもの

(研修旅行とみなされないもの)

→レクリエーション要素が強いと考えられるもの

例：いちご狩り、ぶどう狩り、新年会等



旅行に要した費用の中でも、個人負担とすることが適当と思われるもの及び直接活動に関係がないと考えられるものは対象外となります。

例：飲食費、拝観料、お土産代、寸志等

☆旅費・交通費に関するQ&A☆

Q1 ぶどう狩りに行く際の交通費は補助対象になりますか。

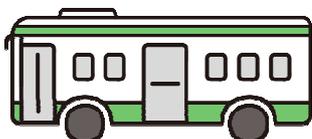
A1 →なりません。ぶどう狩りは研修目的とは言えないため、補助対象となりません。

Q2 クラブでバスを借上げ、奈良へ史跡見学に行きます。借上げ料は補助対象となりますか。

A2 →研修目的であれば、対象となります。バス借上げ料、駐車料金、有料道路の料金が対象となります。ただし、昼食代や入館料、傷害保険料等は対象となりませんので、旅行会社にまとめてお支払いされている場合は、内訳の分かる明細書が必要となります。

Q3 ウォーキングを行った際、電車で現地まで行きました。領収書がもらえませんでした。補助金の対象となりますか。

A3 →なります。電車・バスに限り、会長の押印のある支払証明書を領収書の代わりとすることができます。その際は、交通機関名、乗降の駅(バス停)、金額、人数やルート等がわかるようにしてください。



Q4 代表者の自家用車で出かけた際の交通費（ガソリン代）は補助金の対象になりますか。

A4 →なりません。使用したガソリンの量や単価がわからないため、適正な金額が出せないためです。自主財源から支出してください。

☆その他のQ&A☆

(1) 参加賞について

Q1 ふれあいサロンの事業の中で、参加した人に図書カードを配りました。補助対象になりますか。

A1 →なりません。

図書券や商品券などの金券は対象になりません。

(2) 各種活動について

Q1 子ども会との共催で餅つき大会やおもちゃ作りをしたときの経費は補助金の対象になりますか。

A1 →なります。ただし、費用については、共催団体と協議の上、良識の範囲内で支出してください。

Q2 クラブでパトロールの際に着用するジャンパーを揃えたいのですが補助の対象になりますか。

A2 →なります。腕章や、安全旗なども対象になります。

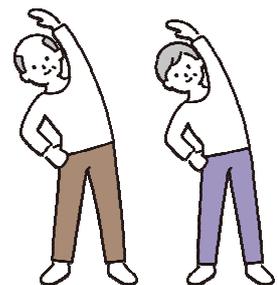
Q3 クラブとして赤い羽根募金に1,000円募金したいのですが、補助の対象となりますか。

A3 →なりません。補助金から支出できるのは、クラブの活動に直接かかる経費です。このため、募金や寄付金、義援金といった現金や金券の負担については補助金の対象になりません。ただし、募金支援活動は、社会奉仕活動の一環ですので、活動にかかった経費（交通費やチラシの印刷費等）は補助の対象となります。

(3) 会場や物品の借上げについて

Q1 ふれあいサロンや健康体操教室を実施する際に、自治会館を利用しているのですが、会館の使用料は補助対象となりますか。

A1 →なります。各種活動の実施に伴う会場使用料・借上料は対象です。



Q2 カラオケ機器を購入するのではなく、リースしようと考えています。リース代は補助対象になりますか。

A2 → なります。リース代は補助対象です。高額になる場合は、契約書などを確認させて頂く場合があります。

(4) おくやみ・お見舞いについて

Q1 クラブの会員が亡くなったため、会則に基づき香典を供えることにしました。補助金の対象になりますか。

A1 → なりません。香典に限らず、慶弔費といわれるお祝いやおくやみ、お見舞いに関する金品は一切対象になりません。

(5) その他の費用

Q1 クラブの活動に伴う1年間を通しての保険料は補助の対象になりますか。

A1 → 内容によります。会員への保障を内容としたものは対象外です。クラブが団体として加入し、対人・対物の賠償を内容としたもの、及びボランティア活動に限定した内容の保険は対象となります。

例：全国老人クラブ連合会の「賠償責任保険」  
全国社会福祉協議会の「ボランティア保険」

Q2 地元の神社仏閣への燈明料・玉串料・お布施などは補助対象になりますか。

A2 → なりません。クラブ活動に直接関係する費用ではないため、対象外です。

Q3 毎年、町内会に対して協力金を払っています。協力金は補助対象になりますか。

A3 → なりません。他団体への会費や協力金は補助の対象となりません。

Q4 クラブ発足30周年を記念して発行する予定の記念誌及び式典費用の積立金に、補助金を当てることはできますか。

A4 → できません。補助金は、当該年度の活動に対して交付しているもので、単年度決算となります。積立金は当該年度に支出の実績がない経費になりますので、補助金を当てることはできません。

## 7. 補助金の手続きについて

### ◆手続きの上でご注意いただきたいこと

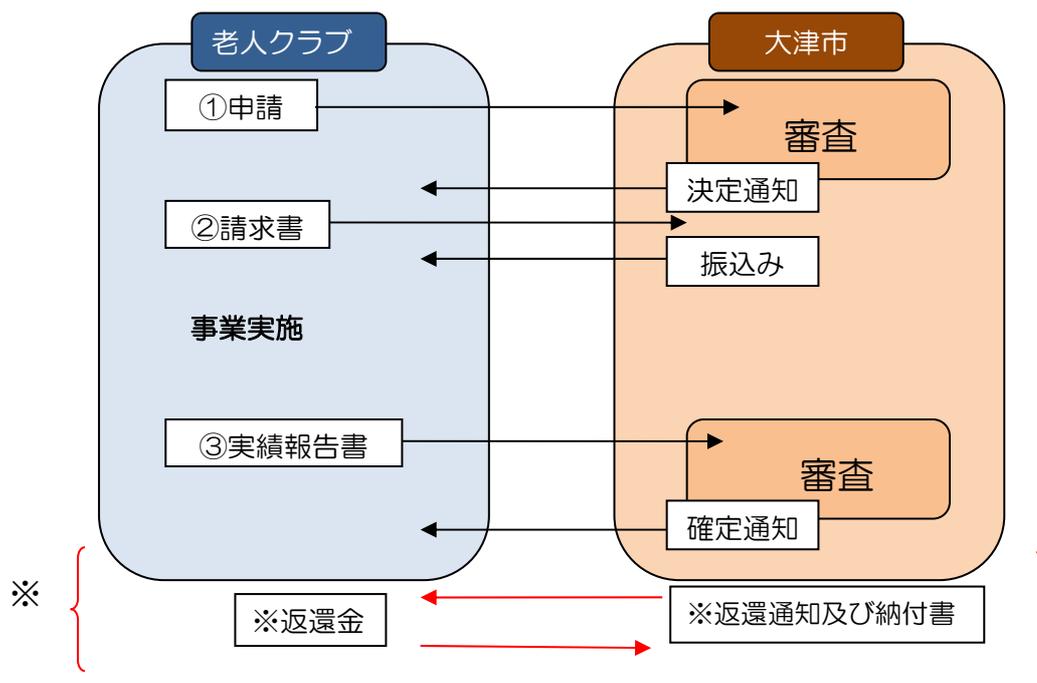
- 交付申請書と実績報告書への押印は不要ですが、請求書は押印が必要です。
- 押印がない書類は、訂正印による訂正ができません。書き直しが必要です。
- 従来どおり押印して提出することもできます。この場合は、訂正印による訂正が可能です。（訂正箇所に二重線を引き、会長印を押印してください。）
- 記入は、ボールペン等消えないものでご記入ください。消えるボールペン（フリクションなど）や鉛筆は不可です。鉛筆等の消えるもので記入した場合は、コピーしたものを提出してください。
- 修正液等は使用しないでください。

### ◆手続きの流れ

補助金は、年度ごとに手続きをしていただきます。一連の手続きは、申請に始まり、確定通知書の交付で終了します。なお、補助金確定で返還金が生じた場合は返還通知書及び納付書により、返金いただくこととなります。

年度当初 老人クラブより申請書提出  
 7月頃 市からの決定通知書を受けて、請求書提出  
 7月末頃 市から各老人クラブに振込み  
 翌年3月末 老人クラブより実績報告書作成・提出  
 市から確定通知書送付

（※返還金が生じた場合は返還通知書及び納付書を送付）



## ◆提出物について

申請書類等については、事前に市からお送りします。

ホームページからもダウンロード可能です。

新規で申請を希望されるクラブは、まずは市にご相談ください。

### <交付申請時>

- ・単位老人クラブ活動補助金交付申請書
- ・事業計画兼収支予算書
- ・老人クラブ台帳（※前年度から変更がない場合も提出必要）
- ・会員名簿
- ・老人クラブ会則※ ※新規で補助金申請をされる場合のみ

### <交付請求時>

- ・単位老人クラブ活動補助金交付請求書
- ・振込口座の通帳の写し（表紙及び金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の記載があるページのコピー）

### <実績報告時>

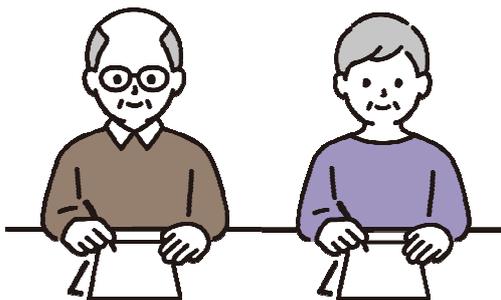
- ・単位老人クラブ活動補助事業実績報告書
- ・事業報告兼収支決算書
- ・出納簿の写し
- ・事業費のうち（１）教養・健康・奉仕活動などの各種事業に関わるすべての領収書の写し（４月１日から翌年３月３１日までの日付の領収書）
- ・老人クラブ役員等変更届（※当該年度途中で変更があった場合のみ）

◇申請書と請求書は、事務作業効率化のため、同時に提出していただくことがあります。

同様に、前年度の実績報告書と、当該年度の申請書を同時に提出していただくことがあります。

◇大津市老人クラブ連合会に加入しているクラブは、連合会を通じて申請書類等の提出をお願いします。

◇書き方の詳しい内容は、p.20 以降の資料2「記入例」をご参照ください。



## 8. 会計処理について

補助金は公金からの支出であるため、会計状況を明確にしておかなければいけません。そのため、収入や支出をきちんと管理しておく必要があります。

普段より収入及び支出を出納簿や領収書綴り等で管理していただき、その内容を実績報告・交付申請時に市で確認します。

### ＜出納簿＞・・・金銭出納に関わるすべての収支を記載したもの

活動で収入や支出があった際には、その都度①～④を記帳します。

① 日付 ② 摘要（収入・支出内容がわかるように） ③ 金額 ④ 残高

出納簿は、日付順に記帳し、1ヶ月ごとに区切ると分かりやすくなります。

実績報告には、この出納簿の写しが必要になります。

### ＜領収書・支払証明書＞

補助金対象の支出があった際には、必ず領収書（レシート可）を受領し保管してください。領収書は、支出の証拠書類となる大切なものです。

以下の点にご注意ください。

- クレジットカード払いの領収書も、令和7年度から補助対象となりました。クレジットカード払いの場合は、会員が立替払いをする形と考えられますが、精算（老人クラブ会計から支出して会員に支払いをする）が当該年度末までに完了している必要があります。
- ポイント加点のある領収書も、令和7年度から補助対象となりました。補助対象金額から加点されたポイント相当金額を差し引く必要はありません。（例：HOP ポイントが加算された領収書もOKです。）ただし、補助対象経費の支払いにポイントを使用した場合は、ポイントに相当する金額を対象経費から差し引く必要があります。
- 〇〇ペイ、アプリ払い等の支払いは補助対象外です。（例：HOP マネー払い、paypay 払い等は対象外です！）補助金対象経費は現金払いが原則であり、アプリ払い等は現金から支出されたという確認が困難であるためです。
- 領収書の宛名欄があれば、空欄ではなく、必ず老人クラブ名が入るようにしてください（例：「御陵町老人クラブ 大津 太郎」）。
- 領収書に購入明細が記載されていない場合は、納品明細書を添付するか、領収書の摘要欄に品名等を記入してもらってください。

- 個人の買い物と一緒に購入しないでください。
- インターネットや通販で購入される場合、物品を購入した際の送料や振込手数料も、補助金の対象経費とすることができます。
- 講演会などの講師等への謝礼（現金）については、講師に謝礼をお渡しした際に必ず領収書をもってください。領収書には、宛名（△△△クラブ）、日付、金額、名前、押印が必要です。  
商品券などでお渡しする場合は、商品券を購入した際、領収書の摘要欄に講師謝礼である旨を記入してもらってください。
- 領収書がもらえない電車代やバス代は、支払証明書で管理してください。  
支払証明書には、利用した日付、交通機関名、乗降駅名、運賃、利用者数を記入し、会長印を必ず押してください。
- 領収書等には、出納簿と照会できるよう、共通番号を振っておくと、見返した際に分かりやすくなります。

実績報告には、事業費のうち（１）教養・健康・奉仕活動などの各種事業に関わるすべての領収書の写しが必要になります。

補助金の対象とならない事業や経費に対しては、これらの制約はありません。  
各クラブ内で適切な会計処理を行ってください。

☆詳しくは、p.14～p.15の記入例をご参照ください。

出納簿や支払証明書は、手書きでもエクセルでも書式は問いません。

また、上記の帳簿については、監査対象となります。要綱でも補助要件のひとつに「現金出納簿その他の会計帳簿の閉鎖の時から5年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しているものであること」と規定しています。適切な管理をお願いします。

◆記入例

<出納簿>

日付	摘要	収入	支出	残高	領収書 番号
●.4.1	前年度繰越金	13,000		13,000	
●.4.5	会費 (900円×60人)	54,000		67,000	
●.4.10	総会資料印刷代		200	66,800	運-1
●.4.11	ふれあいサロン弁当代 648円×50人		32,400	34,400	事-1
4月小計		67,000	32,600	34,400	

日付	摘要	収入	支出	残高	領収書 番号
	前月より繰越			34,400	
●.5.10	介護予防講座講師謝礼		1,000	33,400	事-2
●.5.10	介護予防講座会場代		200	33,200	事-3
5月小計			1,200	33,200	

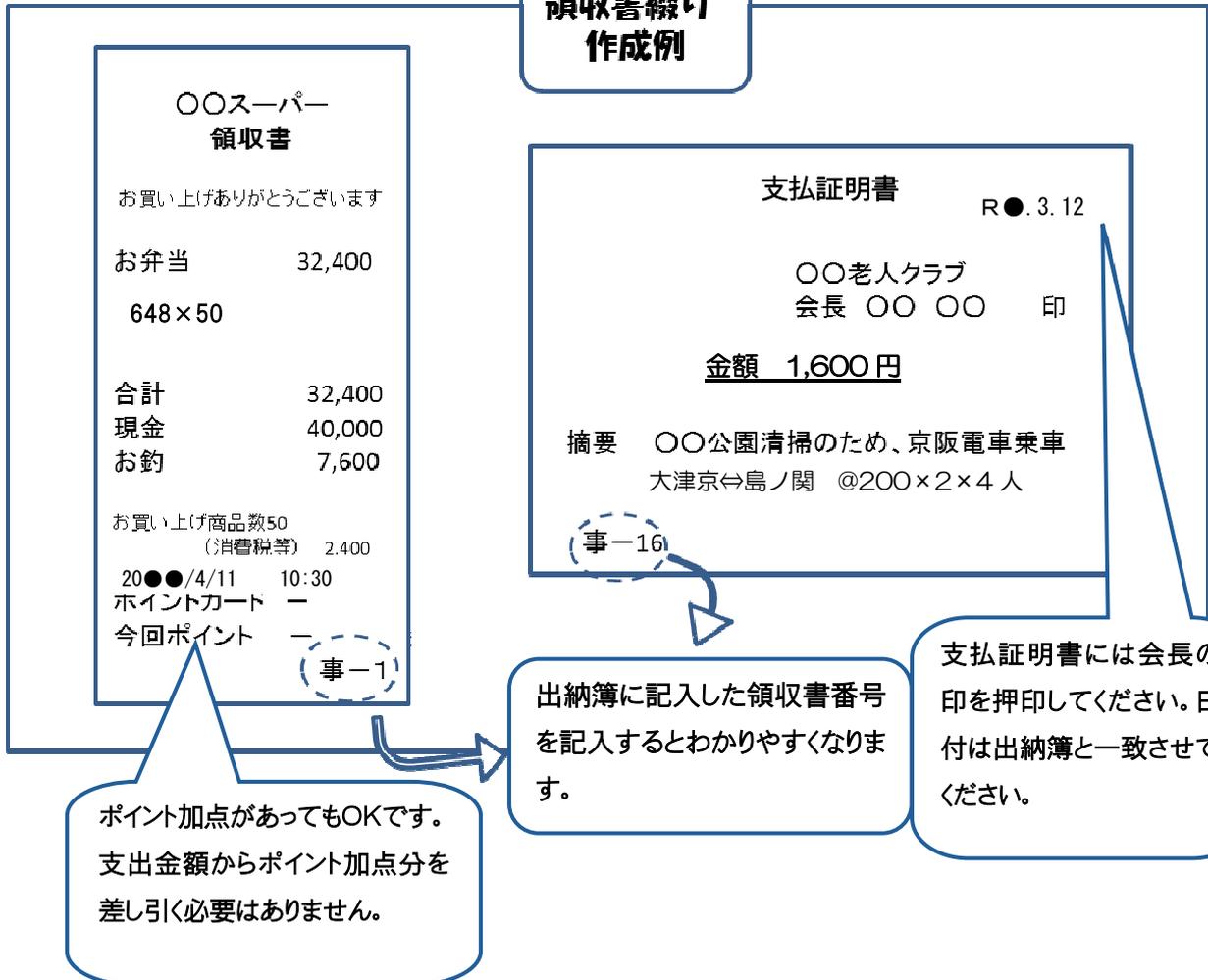
途中省略

領収書に転記

日付	摘要	収入	支出	残高	領収書 番号
	前月より繰越			16,000	
●.3.12	清掃用具(ゴミ袋)		500	15,500	事-15
●.3.12	清掃場所への電車代 京阪(大津京⇄島ノ 関)往復4人分		1,600	13,900	事-16
3月小計			2,100	13,900	

<領収書・支払証明書>

領収書綴り  
作成例



# 資料 1

## 大津市単位老人クラブ活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉対策の一環として、高齢者の生きがい健康づくりの場としての単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、高齢者の心身の健康増進、教養の向上、老人クラブ活動の活性化を図ることを目的とする。

(老人クラブの要件)

第2条 この要綱において、「老人クラブ」とは、一定地域の老人により自主的に組織された団体で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その活動を円滑に行うことができる範囲に居住する満60歳以上の者をその会員とするものであること。ただし、老後の社会活動の円滑な展開を図るために、満60歳未満の者を会員とすることを妨げない。
- (2) 会員の互選により代表者を1人置くものであること。
- (3) 会則、会員名簿、現金出納簿（証票綴を別に作成すること。）その他老人クラブの運営に必要な帳簿類を備えているものであること。
- (4) その収入及び支出の状況が常に明確にされているものであること。
- (5) 現金出納簿その他の会計帳簿の閉鎖の時から5年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しているものであること。
- (6) その活動に要する経費に充てるため、定期的又は不定期に、会費等を徴収しているものであること。ただし、会則に会費等の免除についての定めをすることを妨げない。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市単位老人クラブ活動補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる老人クラブは、生きがいづくり又は社会参加の活動（健康の増進に資する活動、教養の向上に資する活動、奉仕活動等をいう。）に関する事業を実施している老人クラブであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 適合クラブ（その会員が30人以上で、国の補助対象となる老人クラブをいう。以下同じ。）
- ② 小規模老人クラブ（その会員がおおむね15人以上29人以下で、滋賀県の補助対象となる老人クラブをいう。以下同じ。）

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、高齢者の生きがい健康づくり等の各種活動とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付申請書は、単位老人クラブ活動補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 当該年度の事業計画書
- ② 当該年度の収支予算書
- ③ 老人クラブ台帳
- ④ 会員名簿

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は単位老人クラブ活動補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、単位老人クラブ活動補助金変更承認申請書（様式第6号）又は単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

（承認通知書）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は単位老人クラブ活動補助金承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、単位老人クラブ活動補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 当該年度の収支決算書
- (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による確定通知は、単位老人クラブ活動補助金確定通知書（様式第13号）とする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、単位老人クラブ活動補助金交付請求書(様式第14号)とする。

2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、単位老人クラブ活動補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還命令は、単位老人クラブ活動補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年3月1日に制定し、平成10年4月1日から適用する。

2 この要綱による補助金のうち、適合クラブを交付対象とするものは当該補助に対する国庫補助金の交付措置が終了するに至ったときに、小規模老人クラブを交付対象とするものは当該補助に対する滋賀県の補助金の交付措置が終了するに至ったときに、それぞれ廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後に交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 交付対象経費

適合クラブ	適合クラブの事業実施に必要な報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料
小規模老人クラブ	小規模老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座開催等及び健康増進事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

2 補助金額

補助金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が交付対象経費の額を超えるときは、交付対象経費の額を補助金の額とする。

- (1) 基礎額 当該年度における活動月数に、ア又はイに掲げる老人クラブの区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を乗じて得た額  
ア 適合クラブ 3,015円  
イ 小規模クラブ 1,200円
- (2) 会員数割 当該年度の4月1日における会員数に311円(大津市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブにあつては、100円)を乗じて得た額

# 資料2

## 記入例

様式第1号（第6条関係）

### 単位老人クラブ活動補助金交付申請書

令和●●年4月1日

(宛先)  
大津市長

申請者 クラブ名  
住 所  
代表者名  
連絡先

当該年度会長名  
押印不要

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、単位老人クラブ活動補助金の交付について、次のとおり申請します。

補助年度	令和●●年度
補助事業の名称	単位老人クラブ活動補助金
補助事業の目的及び内容	単位老人クラブ活動補助金 (会員数 <u>〇〇</u> 名)
補助事業の経費所要額	支出の部 2.事業費(1)の額を記入し、必ず収入の部 2.市補助金以上の額になっていること 円
交付申請金額	「老人クラブ活動補助金早見表」を参照 円
補助事業の着手予定年月日及び完了予定年月日	着手 令和●●年 4月 1日 完了 令和●●年 3月 31日
添付書類	(1) 当該年度の事業計画書 (2) 当該年度の収支予算書 (3) 老人クラブ台帳 (4) 会員名簿

【要注意！】  
会員数は満60歳未満を除く数とします。

## 事業計画兼収支予算書

### 1. 令和●●年度事業計画書

月	活動内容（教養、健康、奉仕活動などの各種事業の予定月、参加予定人数を記入）		
	月別の活動	参加予定人数	通年の活動
4月 ～ 6月	4月 いきいきウォーキング 5月 通常総会 6月 琵琶湖清掃活動	50名 70名 50名	毎週水曜日 グラウンドゴルフ  第1土曜日 サロン活動 第3土曜日 公園清掃
7月 ～ 9月	・ ・ ・		
10月 ～ 12月			
1月 ～ 3月			

月別実施予定の活動を記入してください。  
活動の参加予定人数もあわせて記入してください。

### 2. 令和●●年度収支予算書

#### 【収入の部】

科目	予算額
1. 会費収入	
2. 市補助金	早見表参照
3. 自治会等の助成	
4. 事業収入	
5. その他の収入	
6. 前年度繰越金	前年度 収支決算額の繰越金
合計	

#### 【支出の部】

	科目	予算額
1 運 営 費	(1) 会議費	
	(2) 事務諸費	
	(3) 分担金支出	
	(4) 慶弔費	
	(5) 保険料	
	(6) 雑費（その他）	
2 事 業 費	(1) 教養・健康・奉仕活動などの各種事業にかかる経費	収入の部 2.市補助金を上回る額になっていること
	(2) 新年会・忘年会などの懇親会の経費	
3. 予備費		
	合計	

○上記のとおり相違ありません。

老人クラブ名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

当該年度会長名 押印不要

# 老人クラブ台帳

※令和●●年4月1日現在

・クラブの名称 \_\_\_\_\_

会員の人数を、60歳以上、60歳未満に分けて書いて下さい。

・設立年月日 昭和・平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

該当する年号に○印をつけてください。  
(いずれかを○で囲んでください)

・会員数  
 60歳以上 \_\_\_\_\_名(男性\_\_\_\_\_名、女性\_\_\_\_\_名)  
 60歳未満 \_\_\_\_\_名(男性\_\_\_\_\_名、女性\_\_\_\_\_名)  
 合計 \_\_\_\_\_名(男性\_\_\_\_\_名、女性\_\_\_\_\_名)

・主に利用する集会所名 \_\_\_\_\_

・会費 1人月額 \_\_\_\_\_円、年額 \_\_\_\_\_円  
 ・役員

会費は必ず徴収してください

役職	氏名	年齢(歳)	電話番号	就任年月日
会長				
副会長				
副会長				
女性部長				
会計				

会長(会の代表)は必ず記入してください。副会長が一人の場合や、女性部長がない場合等は空欄で結構です。

連合会加入クラブのみ、チェックを入れてください。未加入クラブはチェック不要です。

※~~大津市老人クラブ連合会加入クラブのみ~~

この台帳を大津市老人クラブ連合会と共有することに同意します。

## 会 員 名 簿

(年齢は、令和●●年4月1日現在)

番号	氏 名	性別	年齢	備考	番号	氏 名	性別	年齢	備考
1	大津 花子	女	90	免除	26	全会員名を 記入してください。			
2	志賀 太郎	男	75		27				
3	長寿 一郎	男	59		28				
4	.				29				
5	.								
6	.								
7	.								
8	.				33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

※記入上の注意

- ① 会員名簿は、各老人クラブで作成された写しでも結構です。氏名、性別、年齢、会費免除の有無を記載してください。
- ② 60歳未満の会員には、番号に○印を付けてください。
- ③ 会則の規定により会費を免除している会員については、備考欄
- ④ 1枚に書ききれない場合は、複写して記入してください。

連合会加入クラブのみ、チェックを入れてください。  
未加入クラブはチェック不要です。

※大津市老人クラブ連合会加入クラブのみ

この名簿を大津市老人クラブ連合会と共有することに同意します。

## 単位老人クラブ活動補助金交付請求書

（宛先） **日付・番号は空けておいてください。**

大津市長

申請者 クラブ名

住 所

代表者名

（連絡先

令和●●年 月 日

捨印

**当該年度会長名  
押印を必ずお願いします。  
捨印も押印  
してください。**

印

令和●●年 4月 1日付け大健長第●●号で補助金の交付の決定のあった単位老人クラブ活動補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	令和●●年度	
補 助 事 業 の 名 称	単位老人クラブ活動補助金	
交 付 決 定 金 額	「早見表」による市補助金の額と同一にする (訂正印不可)	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	当クラブの収入は、各会員からの会費と当補助金が大部分であり、先に交付を受けないと今年度の事業が実施できないため	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	— 円	
交 付 請 求 金 額	「早見表」による市補助金の額と同一にする (訂正印不可)	円
金 振 込 機 関	金 融 機 関 名	おおつ 銀行 信用金庫・農協 大津 支店
	口 座 番 号	普通・当座 1 2 3 4 5 6
	口 座 名 義 (カタカナ)	ケンコウチョウジュロウジクラブ
添 付 書 類	※預金通帳の表紙と金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の記載があるページをコピーして、添付してください。	

## 単位老人クラブ活動補助事業実績報告書

令和●●年3月31日

（宛先）  
大津市長

補助事業者 クラブ名  
住 所  
代表者名  
連絡先

申請時の会長名

押印不要

—

令和●●年4月1日付け、大健長第●●号で補助金の交付の決定のあった単位老人クラブ活動補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度	令和●●年度	
補 助 事 業 の 名 称	単位老人クラブ活動補助金	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 令和●●年 4月 1日	完了 令和●●年 3月31日
交 付 決 定 金 額	市補助金受領済みの額	円
補助金の既交付金額	市補助金受領済みの額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象経費）	収支決算書の「支出の部」の 2事業費（1）の金額	円
添 付 書 類	（1）当該年度の事業報告書 （2）当該年度の収支決算書 （3） <u>領収書等（明細を記したものを含む。）の写し</u>	

## 事業報告兼収支決算書

### 1. 令和●●年度事業報告書

月	活動内容 (教養、健康、奉仕活動などの各種事業の実施月、参加人数を記入)		
	月別の活動	参加人数	通年の活動
4月 ～ 6月	4月 いきいきウォーキング 5月 通常総会 6月 湖岸清掃	48名 65名 45名	毎週水曜日 グラウンドゴルフ  第1土曜日 サロン活動 第3土曜日 公園清掃
7月 ～ 9月	・ ・ ・		
10月 ～ 12月			
1月 ～ 3月			

月別実施した活動を記入してください。  
その際の参加人数も記入してください。

### 2. 令和●●年度収支決算書

#### 【収入の部】

科目	決算額
1. 会費収入	
2. 市補助金	受領済み額
3. 自治会等の助成	
4. 事業収入	
5. その他の収入	
6. 前年度繰越金	前年度 収支決算額の繰越金
合計	

(収入の部)

(支出の部)

#### 【支出の部】

	科目	決算額
1 運 営 費	(1) 会議費	
	(2) 事務諸費	
	(3) 分担金支出	
	(4) 慶弔費	
	(5) 保険料	
	(6) 雑費 (その他)	
2 事 業 費	(1) 教養・健康・奉仕活動などの各種事業にかかる経費	収入の部 2.市補助金を上回る額になっていること
	(2) 新年会・忘年会などの懇親会の経費	
	合計	

(差引き)

円

円

円は、令和●●年度に繰り越す。

○上記のとおり相違ありません。

会長名 押印不要

老人クラブ名

会長名





補助金についてのお問い合わせ等は  
大津市役所 健康福祉部 長寿福祉課  
〒520-8575 大津市御陵町 3-1  
(市役所本館 2階 山側)  
TEL 077-528-2741 (直)  
FAX 077-526-8382

ホームページから様式がダウンロードできます



(「大津市老人クラブ活動補助金」で検索)